

障発1010第1号
こ支障第225号
令和6年10月10日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令の公布について（通知）

令和6年8月30日付けで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令119号。以下「整備省令」という。）が、本日付けで障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第16号。以下「改正命令」という。）が公布されたところです。

本改正の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第5条による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）等において、被保険者又は被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該者は、保険者に対し、当該者に係る情報を記載した書面（以下「資格確認書」という。）の交付を求めることができることとされたことに伴い、資格確認書に係る規定の整備を行うこと。

第2 改正の概要

（1）整備省令関係

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）及び精神保健及び精神

障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）において、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請について、申請書と併せて提示した場合に、申請書に当該者の個人番号（当該者が障害児である場合は、当該障害児の個人番号を含む。）を記載することを要しないこととする書類を定めており、当該書類から健康保険法による被保険者証等を削除するとともに、資格確認書を追加するなど、資格確認書に係る所要の規定の整備を行うもの。

（2）改正命令関係

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）において、申請書と併せて提示した場合に、申請書に当該者の個人番号（当該者が障害児である場合は、当該障害児の個人番号を含む。）を記載することを要しないこととする書類を定めており、当該書類から健康保険法による被保険者証等を削除するとともに、資格確認書を追加するなど、資格確認書に係る所要の規定の整備を行うもの。

第 3 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日